

第
4638
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 12月 25日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

確定拠出年金 マatching拠出掛金

Q：確定拠出年金における、いわゆるマッチング拠出の掛け金は、年末調整することができるのですか？

A：年末調整で小規模事業共済等掛金欄に記載することになります。年末調整し忘れたときは、確定申告してください。

【解説】

確定拠出年金はこれまで、事業主でないと掛金を拠出できませんでしたが、昨年交付された「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保をするための国民年金法等の一部を改正する法律」によって、従業員が掛金を上乘せする、いわゆるマッチング拠出ができるようになりました。

マッチング拠出の対象になる確定拠出年金は、事業主の拠出額を限度とし、かつ、事業主拠出と併せた拠出限度額の範囲内とされており、他に企業年金が無い場合は月5万1千円、他に企業年金がある場合は月2万5千5百円が限度となっています。

掛金の税務上の取扱いは、次のとおりとなっています。

- ①事業主が拠出する掛金
全額損金となります。
- ②従業員が拠出する掛金
全額所得控除となります。

年末調整では、小規模企業共済等掛金控除欄に記載しますが、年末調整をし忘れた場合には、確定申告することになります。

